



市第 682 号

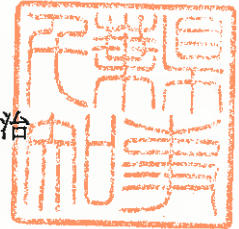
千葉県個人情報保護審議会 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利  
用拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法第 30 条の 9 第 2 項の規定により諮問し  
ます。

平成 24 年 6 月 26 日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

- 1 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（仮称）  
の制定による本人確認情報の利用の拡大について
- 2 本人確認情報の保護措置について